２　連携医療機関である場合（１の場合を除く。）　2,000点
３　１及び２以外の場合　1,000点
注１　別の保険医療機関（診療所に限る。）において区分番号Ｃ００２に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号Ｃ００２－２に掲げる特定施設入居時等医学総合管理料、区分番号Ｃ００３に掲げる在宅がん医療総合診療料又は第２章第２部第２節第１款の各区分に掲げる在宅療養指導管理料（区分番号Ｃ１０１に掲げる在宅自己注射指導管理料を除く。）を入院した日の属する月又はその前月に算定している患者の病状の急変等に伴い、当該保険医療機関の医師の求めに応じて入院させた場合に、当該患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第３節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。
２　１について、在宅療養後方支援病院（許可病床数が500床以上のものに限る。）において、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者を入院させた場合に、当該患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第３節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

Ａ２０７　診療録管理体制加算（入院初日）
１　診療録管理体制加算１　100点
２　診療録管理体制加算２　30点
注　診療録管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第３節の特定入院料のうち、診療録管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

Ａ２０７－２　医師事務作業補助体制加算（入院初日）
１　医師事務作業補助体制加算１
イ　15対１補助体制加算　860点
ロ　20対１補助体制加算　648点
ハ　25対１補助体制加算　520点
ニ　30対１補助体制加算　435点
ホ　40対１補助体制加算　350点
ヘ　50対１補助体制加算　270点
ト　75対１補助体制加算　190点
チ　100対１補助体制加算　143点
２　医師事務作業補助体制加算２
イ　15対１補助体制加算　810点
ロ　20対１補助体制加算　610点
ハ　25対１補助体制加算　490点
ニ　30対１補助体制加算　410点
ホ　40対１補助体制加算　330点
ヘ　50対１補助体制加算　255点
ト　75対１補助体制加算　180点
チ　100対１補助体制加算　138点
注　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を図るための医師事務作業の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料のうち、医師事務作業補助体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

Ａ２０７－３　急性期看護補助体制加算（１日につき）
１　25対１急性期看護補助体制加算（看護補助者５割以上）　160点
２　25対１急性期看護補助体制加算（看護補助者５割未満）　140点
３　50対１急性期看護補助体制加算　120点
４　75対１急性期看護補助体制加算　80点
注１　病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、急性期看護補助体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。
２　夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、１日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。
イ　夜間25対１急性期看護補助体制加算　35点
ロ　夜間50対１急性期看護補助体制加算　25点
ハ　夜間100対１急性期看護補助体制加算　15点

Ａ２０７－４　看護職員夜間配置加算（１日につき）　50点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

Ａ２０８　乳幼児加算・幼児加算（１日につき）
１　乳幼児加算
イ　病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合を除く。）　333点
ロ　病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合に限る。）　289点
ハ　診療所の場合　289点
２　幼児加算
イ　病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合を除く。）　283点
ロ　病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合に限る。）　239点
ハ　診療所の場合　239点
注１　乳幼児加算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関に入院している３歳未満の乳幼児（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第３節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
２　幼児加算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関に入院している３歳以上６歳未満の幼児（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第３節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

Ａ２０９　削除